

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書（免除届出用）

受贈者、相続人等の氏名		※	入 力	※	確 認
贈与者、被相続人の氏名					
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 第40条の7の10第27項 の規定による死亡等の日^(注1)の直前の特例(贈与・相続)報告基準日^(注2)の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。					
1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算					
			イ		ロ
①	特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日		・ ・		・ ・
②	通知の有無		有 ・ 無		有 ・ 無
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額		円		円
④	当該事業の用に供されなくなった特例（受贈）事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注3)	A	円	B	円
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例（受贈）事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注3)		円		円
⑥	事業の用に供されなくなった部分に対応する部分の金額として期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額（③×（④/⑤））		円		円
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合、その通知書に係るものは、通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税の額（猶予確定税額）」を⑥欄に記載し、1 ③欄から⑤欄まで及び下記2の記載は不要です。					
2 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産					
イ	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注3)
					円
合 計					A
ロ	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注3)
					円
合 計					B
※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。					

※ 欄には記載しないでください。

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、その死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

2 記載方法

- (1) 「1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。

なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。

- (2) 「2 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。

イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ロ 「面積」欄は、事業の用に供されなくなった日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 21 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第 70 条の 6 の 10 第 15 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 9 第 19 項において準用する同令第 23 条の 8 の 8 第 21 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

- 2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。

- 3 「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。

ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。